

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令案新旧対照条文 目次

一 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号） 1

改 正 案	現 行
<p>（住宅生産課の所掌事務） 第一百八条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の施行に關すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四〇七 （略）</p>	<p>（住宅生産課の所掌事務） 第一百八条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三〇六 （略）</p>